

特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領-介護職種の基準について-の一部改正について

令和2年 11 月 24 日

標記運用要領について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

記

赤字下線が修正部分

通し 番号	該当ページ (改訂版要 領)	改正箇所	現行	改正
1	P19	6行目	○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数(125点満点で75点以上)を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表(120点満点)の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。	○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の点数( <u>旧配点:125点満点で75点以上、新配点:155点満点で93点以上</u> )を獲得した場合に、「優良」と判断することとされています。下記の表については、他職種における優良な実習実施者に関する基準の表( <u>旧配点:120点満点</u> )の「②技能実習を行わせる体制」の評価項目に、「過去3年以内の介護職種の技能実習指導員講習の受講歴」を追加したものになります。  <u>※「特定の職種及び作業に係る技能実習制度運用要領」(平成31年3月改訂版)における配点(旧配点)では、125点満点で75点以上を獲得した場合に「優良」と判断することとされていましたが、令和2年11月の一部項目の追加及び配点の改正により、155点満点</u>

					93点以上を獲得した場合に「優良」と判断することとされました。なお、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。																							
2	改正前 P19	19行目	○ <u>ただし、下記②のⅠ、Ⅱ及びⅢ(斜体字部分)については、平成30年11月1日以降において評価項目としてカウントするものとします。そのため、当面はこれを除く項目で6割以上の点数(110点満点で66点以上)を獲得した場合に、「優良」と判断することとなります。</u>		(削除)																							
3	P19	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 技能等の修得等に 係る実績</td> <td colspan="2">【最大70点】</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ 過去3年間の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)</td> <td>・95%以上: 20点 ・80%以上 95%未満: 10点 ・75%以上 80%未満: 0点 ・75%未満: -20点</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験の実技試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の合格率</td> <td>・80%以上: 40点 ・70%以上 80%未満: 30点 ・60%以上 70%未満</td> </tr> <tr> <td>&lt;計算方法&gt; 分母:技能実習生の2号・3号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	配点	① 技能等の修得等に 係る実績	【最大70点】		Ⅰ 過去3年間の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上: 20点 ・80%以上 95%未満: 10点 ・75%以上 80%未満: 0点 ・75%未満: -20点	Ⅱ 過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験の実技試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の合格率	・80%以上: 40点 ・70%以上 80%未満: 30点 ・60%以上 70%未満	<計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>項目</th> <th>配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">① 技能等の修得等に 係る実績</td> <td colspan="2">【最大70点】</td> </tr> <tr> <td>Ⅰ 過去3技能実習事業年度の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)</td> <td>・95%以上: 20点 ・80%以上 95%未満: 10点 ・75%以上 80%未満: 0点 ・75%未満: -20点</td> </tr> <tr> <td>Ⅱ 過去3技能実習事業年度の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格率</td> <td>・80%以上: 40点 ・70%以上 80%未満: 30点 ・60%以上 70%未満</td> </tr> <tr> <td>&lt;計算方法&gt; 分母:技能実習生の2号・3号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	配点	① 技能等の修得等に 係る実績	【最大70点】		Ⅰ 過去3技能実習事業年度の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上: 20点 ・80%以上 95%未満: 10点 ・75%以上 80%未満: 0点 ・75%未満: -20点	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格率	・80%以上: 40点 ・70%以上 80%未満: 30点 ・60%以上 70%未満	<計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号	
	項目	配点																										
① 技能等の修得等に 係る実績	【最大70点】																											
	Ⅰ 過去3年間の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上: 20点 ・80%以上 95%未満: 10点 ・75%以上 80%未満: 0点 ・75%未満: -20点																										
	Ⅱ 過去3年間の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験の実技試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の合格率	・80%以上: 40点 ・70%以上 80%未満: 30点 ・60%以上 70%未満																										
	<計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号																											
	項目	配点																										
① 技能等の修得等に 係る実績	【最大70点】																											
	Ⅰ 過去3技能実習事業年度の初級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の学科試験及び実技試験の合格率(旧制度の基礎2級程度の合格率を含む。)	・95%以上: 20点 ・80%以上 95%未満: 10点 ・75%以上 80%未満: 0点 ・75%未満: -20点																										
	Ⅱ 過去3技能実習事業年度の専門級・上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格率	・80%以上: 40点 ・70%以上 80%未満: 30点 ・60%以上 70%未満																										
	<計算方法> 分母:技能実習生の2号・3号																											

			<p>修了者数          ーうちやむを得ない不受検者数          +旧制度の技能実習生の受験者数          分子：(専門級合格者数+上級合格者数×1.5) ×1.2          * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。<u>施行日前については、施行前の基準日以前の受検実績は算入しないこととする可。</u>          * <u>施行後 3 年間については、Ⅱに代えて、Ⅱ-2(1)及び(2)で評価することも可とする。</u></p>	<p>: 20 点          ・ 50%以上          60%未満          : 0 点          ・ 50%未満:          -40 点</p>		<p>修了者数          ーうちやむを得ない不受検者数          +旧制度の技能実習生の受験者数          分子：(専門級合格者数+上級合格者数×1.5) ×1.2          * 旧制度の技能実習生の受検実績について、施行日以後の受検実績は必ず算入。  <u>* 上記の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の専門級程度の介護技能実習評価試験等（他職種の技能実習評価試験も含む。）の実技試験の合格実績に応じて、右欄のとおり加点する。</u></p>	<p>: 20 点          ・ 50%以上          60%未満          : 0 点          ・ 50%未満:          -40 点</p>	<p>* <u>左欄に該当する場合</u>          ・ <u>合格者 3人以上：20点</u>          ・ <u>合格者 2人：10点</u>          ・ <u>合格者 1人：5点</u>          ・ <u>合格者 0人：0点</u></p>
			<p><u>Ⅱ-2(1) 直近過去3年間の専門級程度の介護技能実習評価等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格実績</u></p>	<p>・ <u>合格者 3人以上：35点</u>          ・ <u>合格者 2人：25点</u></p>		<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	

				<p>・合格者1人：15点</p> <p>・合格者なし：-35点</p>				
			<p>Ⅱ-2(2) 直近過去3年間の上級程度の介護技能実習評価試験等(他職種の技能実習評価試験も含む。)の実技試験の合格実績</p>	<p>・合格者2人以上：5点</p> <p>・合格者1人：3点</p>		(削除)	(削除)	
		②	技能実習を行わせる体制	<p>【最大15点】</p> <p>* 平成30年10月31日までは配点なし</p>		②	技能実習を行わせる体制	<p>【最大15点】</p> <p>(削除)</p>
		③	(略)	(略)		③	(略)	(略)
		④	(略)			④	(略)	
		⑤		【最大15点】		⑤		【最大45点(新配点)】又は【最大15点(旧

			相 談 ・ 支 援 体 制	I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・有 : 5 点  ・有 : 5 点  ・有 : 5 点		相 談 ・ 支 援 体 制	<u>【配点】</u> I 母国語相談・支援の実施方法・手順を定めたマニュアル等を策定し、関係職員に周知していること II 受け入れた技能実習生について、全ての母国語で相談できる相談員を確保していること III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと	・有 : 5 点  ・有 : 5 点  <u>(旧配点)</u> ・有 : 5点 <u>(新配点)</u> ・基本人数枠 以上の受入れ : 25点 ・基本人数枠 未満の受入れ : 15点
				(新設)	(新設)			<u>IV 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること。</u>	<u>(新配点)</u> ・有 : 10 点 ※ <u>新配点</u> <u>のみに設けられた</u> <u>加点項目</u> <u>です。</u>
			⑥ (略)	(略)	(略)		⑥ (略)	(略)	(略)

			)			)		
4	P24	34 行目	<p>○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体 監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、 優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を 受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認めら れるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されま す。介護職種の優良な実習実施者の基準は他職種と一 部異なることに留意して下さい。(詳細は<p style="color: red;">p17</p>に記載。) また、介護職種の優良な監理団体については、介護職 種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。(介 護職種の優良な監理団体の基準については、告示第5 条第2項に規定。詳細は<p style="color: red;">p27</p>に記載)</p>			<p>○ 企業単独型技能実習の場合は実習実施者が、団体 監理型技能実習の場合は実習実施者と監理団体が、 優良である場合には、告示第3条第2項の規定の適用を 受けることができ、第3号技能実習生の受入れが認めら れるとともに、通常の場合と比べて人数枠が拡大されま す。介護職種の優良な実習実施者の基準は他職種と一 部異なることに留意して下さい。(詳細は<p style="color: red;">p18</p>に記載。) また、介護職種の優良な監理団体については、介護職 種の実績等も基に判断されることに留意して下さい。(介 護職種の優良な監理団体の基準については、告示第5 条第2項に規定。詳細は<p style="color: red;">p29</p>に記載)</p>		
5	P30	表		項目	配点		項目	配点
			①	(略)	(略)	①	(略)	(略)
			②	【最大 40 点】		②	【最大 40 点】	
			介 護 職 種 に お け る 技 能	I 過去 3 年間の初級の介護技 能実習評価試験の学科試験及 び実技試験の合格率	・ 95%以上： 10 点 ・ 80%以上 95%未満：5 点 ・ 75%以上 80%未満：0 点 ・ 75%未満： -10 点	介 護 職 種 に お け る 技 能	I 過去 3 技能実習事業年度の 初級の介護技能実習評価試験 の学科試験及び実技試験の合 格率	・ 95%以上： 10 点 ・ 80%以上 95%未満：5 点 ・ 75%以上 80%未満：0 点 ・ 75%未満： -10 点

			<p>等 の 修 得 等 に 係 る 実 績</p> <p>Ⅱ 過去3年間の専門級、上級の 介護技能実習評価試験の実技 試験の合格率 &lt;計算方法&gt; 分母：技能実習生の2号・3号 修了者数 －うちやむを得ない 不受検者数 分子：(専門級合格者数+上級 合格者数×1.5)×1.2</p> <p>・80%以上： 20点 ・70%以上 80%未満：15 点 ・60%以上 70%未満：10 点 ・50%以上 60%未満：0 点 ・50%未満： －20点</p> <p>Ⅲ・Ⅳ (略)</p>		<p>等 の 修 得 等 に 係 る 実 績</p> <p>Ⅱ 過去3技能実習事業年度の 専門級、上級の介護技能実習評 価試験の実技試験の合格率 &lt;計算方法&gt; 分母：技能実習生の2号・3号 修了者数 －うちやむを得ない 不受検者数 分子：(専門級合格者数+上級 合格者数×1.5)×1.2</p> <p>・80%以上： 20点 ・70%以上 80%未満：15 点 ・60%以上 70%未満：10 点 ・50%以上 60%未満：0 点 ・50%未満： －20点</p> <p><u>* 上記の計 算式の分母 の算入対象 となる技能 実習生がい ない場合は、 令和5年度 までの間、 「0点」とす る。</u></p> <p>Ⅲ・Ⅳ (略)</p>
6	別紙	介護参考様式第11号(告示第5条第2号関係)の記	<p>(注意)</p> <p>1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「－5点」等と記載すること。</p>		<p>(注意)</p> <p>1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。 2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「－5点」等と記載すること。</p>

			(略)		<p><u>3 「2 介護職種における技能等の修得等に係る実績」の項目の「II①」の分母が0名となる場合は、令和5年度までの間、「0点」と記載すること。</u></p>															
7	別紙	介護参考様式第12号(規則第15条関係)の記	<p>介護参考様式第12号(規則第15条関係) (日本工業規格A列4)</p> <p>介護職種の優良要件適合申告書 (実習実施者)</p> <p>介護職種において技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第15条に定める基準を満たすことについて下記のとおり申告します。</p> <p>記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 技能等の修得等に係る</td> <td>I</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点数	内容	1 技能等の修得等に係る	I	(略)	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度	<p>(略)</p> <p>介護参考様式第12号(規則第15条関係) (日本工業規格A列4)</p> <p>介護職種の優良要件適合申告書 (実習実施者)</p> <p>作成日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>申請者(実習実施者): _____</p> <p>介護職種において技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第15条に定める基準を満たすことについて下記のとおり申告します。</p> <p>記</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>点数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 技能等の修得等に係る</td> <td>I</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度</td> </tr> </tbody> </table>	項目	点数	内容	1 技能等の修得等に係る	I	(略)	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度
項目	点数	内容																		
1 技能等の修得等に係る	I	(略)																		
	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度																		
項目	点数	内容																		
1 技能等の修得等に係る	I	(略)																		
	※	① 分母 計 _____ 名 (A+B) A 第2号修了者 計 _____ 名 (a+b) a 現行制度 第2号修了者 _____ 名 - やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名 b 旧制度																		



			実績	点	<p>第2号受検者 _____ 名</p> <p>※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検者は必ず含めること。</p> <p>B 第3号修了者 _____ 名 やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名</p> <p>※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）を添付すること。</p>	実績	点	<p>第2号受検者 _____ 名</p> <p>※旧制度について、平成29年7月1日前の受検者はその全てを含めないことが可能であるが、同日以後の受検者は必ず含めること。</p> <p>B 第3号修了者 _____ 名 やむを得ない不受検者 _____ 名 = _____ 名</p> <p>※やむを得ない不受検者がある場合には、A及びBそれぞれについて、やむを得ない不受検者名簿（別紙3）を添付すること。</p>
					<p>② 分子 計 _____ 名 (A + B)</p> <p>A 専門級程度 _____ 名 (a + b)</p> <p>a 現行制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること)</p> <p>b 旧制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること)</p> <p>B 上級程度 _____ 名 (受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること)</p>			<p>② 分子 計 _____ 名 (A + B)</p> <p>A 専門級程度 _____ 名 (a + b)</p> <p>a 現行制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること)</p> <p>b 旧制度 計 _____ 名 (受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること)</p> <p>B 上級程度 _____ 名 (受検技能実習生名簿（別紙2）を添付すること)</p>
					<p>③ 上級又は専門級程度の実技試験の合格率</p> <p><math>(②A + ②B \times 1.5 = \underline{\hspace{2cm}} \text{名}) \times 1.2 \div ① \underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%</math></p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨て</p>			<p>③ 上級又は専門級程度の実技試験の合格率</p> <p><math>(②A + ②B \times 1.5 = \underline{\hspace{2cm}} \text{名}) \times 1.2 \div ① \underline{\hspace{2cm}} \text{名} \times 100 = \underline{\hspace{2cm}} \%</math></p> <p>※合格率の小数点以下は切り捨て</p>

					ること。
			Ⅱ 2 (1)	※  点	<p>専門級程度の実技試験の合格者 計_____名</p> <p>※受検技能実習生名簿（別紙2）を 添付すること。</p>
			Ⅱ 2 (2)	点	<p>上級程度の実技試験の合格者 計 名</p> <p>※受検技能実習生名簿（別紙2） を添付すること。</p>
			Ⅲ・ Ⅳ (略)	(略)	(略)
		2 技 能 実 習 を 行 わ せ る 体 制	(略)	(略)	(略)
		3 技	I	(略)	(略)
					ること。
			Ⅱ  ※	点	<p>専門級程度の実技試験の合格者 計_____名</p>
			Ⅲ・ Ⅳ (略)	(略)	(略)
		2 技 能 実 習 を 行 わ せ る 体 制	(略)	(略)	(略)
		3 技	I	(略)	(略)

			能 実 習 生 の 待 遇	Ⅱ	点	昇給率 ① 第2号技能実習への移行時 _____ % ② 第3号技能実習への移行時 _____ % <u>※直近の実施状況報告に記載した割合と同様の記載となることに留意すること。</u>	能 実 習 生 の 待 遇	Ⅱ	点	昇給率 ① 第2号技能実習への移行時 _____ % ② 第3号技能実習への移行時 _____ %
			4 (略)	(略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)	(略)
			5 相 談 支 援 体 制	I・ Ⅱ (略)	(略)	(略)	5 相 談 支 援 体 制	I・ Ⅱ (略)	(略)	(略)
				Ⅲ	点	実習先変更による技能実習生の受入れ( 無・有 )  ※有の場合 技能実習生の氏名 ( _____ )  国籍( _____ ) 性別( 男・女 ) 生年月日( _____ 年 _____ 月 _____ 日)  受入れ年月日( _____ 年 _____ 月 _____ 日)		Ⅲ	点	実習先変更による技能実習生の受入れ( 無・有 )  <u>※実習先変更により受け入れた技能実習生が1名の場合は、下記項目に記入すること。実習先変更により受け入れた技能実習生が複数いる場合は、各技能実習生の下記項目を整理した一覧表を添付すること(様式自由)。</u>  ※有の場合 技能実習生の氏名 ( _____ )  国籍・地域( _____ ) 性別( 男・女 ) 生年月日( _____ 年 _____ 月 _____ 日)  受入れ年月日( _____ 年 _____ 月 _____ 日)

			実習先変更時の技能実習計画 認定番号( )				実習先変更時の技能実習計画 認定番号( )
		(新設)	(新設)		IV		<u>監理団体を通じた、実習先変更支援のポータルサイトへの登録( <input type="checkbox"/>有・<input type="checkbox"/>無 )</u>
6 (略)	(略)	(略)	(略)	6 (略)	(略)	(略)	(略)
<p>(注意)</p> <p>1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。</p> <p>2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。</p> <p>3 「1技能等の修得等に係る実績」の項目については、<u>施行後3年間は、「II」の欄の記載か「II 2(1)とII 2(2)」の欄の記載のいずれかを選択すること。</u></p> <p>4 「2技能実習を行わせる体制」の項目については、<u>平成30年10月31日までは記載しないこと。</u></p>				<p>(注意)</p> <p>1 点数欄に※印が付された項目については、申告の有無にかかわらず、内容欄を記載すること。</p> <p>2 点数欄は、申告の有無にかかわらず記載し、申告しない項目には、点数表を参照して「0点」、「-5点」等と記載すること。</p> <p>3 「1技能等の修得等に係る実績」の項目については、<u>「II」の欄の計算式の分母の算入対象となる技能実習生がない場合は、過去3技能実習事業年度には2号未修了であった者の申請日時点の専門級程度の実技試験の合格実績に応じた加点を「II※」の点数欄に記載すること。</u></p> <p>4 「5相談・支援体制」の項目の「IV」に関する資料として、<u>ポータルサイトに登録した実習実施者の登録画面を印刷して添付すること。</u></p> <p>5 <u>旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。</u></p>			

--	--	--

合計点
点

合計点
点

以上の記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名 

※加点表の適用希望

( 旧(75/125) ・ 新(93/155) )